

京都市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月29日

京都市選挙管理委員会委員長 村松 茂

京都市選挙管理委員会規程第3号

京都市選挙管理委員会規程の一部を改正する規程

京都市選挙管理委員会規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線表示部分（以下「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線表示部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正前		改正後	
(職名)		(職名)	
第16条 (略)		第16条 (略)	
2・3 (略)		2・3 (略)	
<u>4</u> 事務局に課長補佐を置くことがある。			
<u>5</u> 企画、調査若しくは事務の統括を担当させるため必要があるときは局に参事、担当課長、 <u>担当課長補佐</u> 又は担当係長を置くことがある。		<u>4</u> 企画、調査若しくは事務の統括を担当させるため必要があるときは局に参事、担当課長又は担当係長を置くことがある。	
<u>6</u> (略)		<u>5</u> (略)	
<u>7</u> 地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は、全ての職務につき、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。		<u>6</u> 地方公務員法第15条の2第1項第5号に規定する標準的な職は、全ての職務につき、次の表の左欄に掲げる職制上の段階に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。	
職制上の段階		職制上の段階	
標準的な職		標準的な職	
1	局長が属する職制上の段階	1	局長が属する職制上の段階
	階		階
	局長		局長

2	次長、参事が属する職制上の段階	部長
3	総務課長、選挙課長、担当課長が属する職制上の段階	課長
4	課長補佐、担当課長補佐が属する職制上の段階	課長補佐
5	庶務係長、選挙係長、啓発係長、担当係長が属する職制上の段階	係長
6	主任が属する職制上の段階	主任
7	1の項から6の項までに掲げる職制上の段階以外の職制上の段階	係員

2	次長、参事が属する職制上の段階	部長
3	総務課長、選挙課長、担当課長が属する職制上の段階	課長
4	庶務係長、選挙係長、啓発係長、担当係長が属する職制上の段階	係長
5	主任が属する職制上の段階	主任
6	1の項から5の項までに掲げる職制上の段階以外の職制上の段階	係員

(職務)

第17条 (略)

2 (略)

3 参事、統括監察員、課長及び担当課長(以下「課長等」という。)、担当課長補佐並びに係長及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

4 課長補佐は、課長が定める事務について課長を補佐する。

(職務)

第17条 (略)

2 (略)

3 参事、統括監察員、課長及び担当課長(以下「課長等」という。)並びに係長及び担当係長は、上司の命を受け、担当事務を処理し、補佐職員があるときは、これを指揮監督する。

(代理)

第18条 (略)

2 (略)

(代理)

第18条 (略)

2 (略)

<p>3 課長等に事故があるときは、主管事務につき、<u>課長補佐、担当課長補佐</u>、係長又は担当係長がその職務を代理する。</p>	<p>3 課長等に事故があるときは、主管事務につき、係長又は担当係長がその職務を代理する。</p>
<p>(配属及び分担) 第19条 (略)</p> <p>2 局長は、参事、課長等、<u>担当課長補佐</u>、係長及び担当係長の担当する事務の概目を定める。</p> <p>3 課長等、<u>担当課長補佐</u>、係長、担当係長は、補佐職員があるときは、その担当事務を定める。</p>	<p>(配属及び分担) 第19条 (略)</p> <p>2 局長は、参事、課長等、係長及び担当係長の担当する事務の概目を定める。</p> <p>3 課長等、係長、担当係長は、補佐職員があるときは、その担当事務を定める。</p>
<p>(書記長等の専決事項) 第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>京都市個人情報保護条例</u>による個人情報の開示、訂正及び利用停止（次号において「個人情報の開示等」という。）の請求に対する決定等並びに個人情報の取扱いの是正に関する事。</p> <p>(11)～(16) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>	<p>(書記長等の専決事項) 第21条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) <u>個人情報の保護に関する法律</u>による個人情報の開示、訂正及び利用停止（次号において「個人情報の開示等」という。）の請求に対する決定等並びに個人情報の取扱いの是正に関する事。</p> <p>(11)～(16) (略)</p> <p>3～5 (略)</p>

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(京都市選挙管理委員会事務局)